

キャッシュカード(普通預金・貯蓄預金)規定  
国際キャッシュカードサービス利用にかかる  
追加規定

SMBCダイレクト申込サービスの利用に  
かかる特約

生体認証取引にかかる特約

---

ジェイデビットカード取引規定

---

預金口座振替依頼受付サービス規定

---

Pay-easy(ペイジー)：税金・各種料金の  
払込サービスATM取引規定

---

法人キャッシュカード(普通預金)規定

---

キャッシュカード(当座)規定

---

法人キャッシュカード(当座)規定

---

**三井住友銀行**

これらの規定は、お客さまと株式会社三井住友銀行との間の取り決めについて定めるものです。

## キャッシュカード(普通預金・貯蓄預金)規定

### 1【カードの利用】

- (1) 普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じ。）または貯蓄預金について発行したキャッシュカード（以下これを「カード」といいます。）は、それぞれ当該預金口座について、次の場合に利用することができます。
- ① 当行および当行がオンライン自動入金機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下「入金提携先」といいます。）の自動入金機（自動入出金機を含みます。以下「入金機」といいます。）を使用して普通預金、貯蓄預金（以下これらを「預金」といいます。）に預入れる場合。
  - ② 当行および当行がオンライン自動出金機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「出金提携先」といいます。）の自動出金機（自動入出金機を含みます。以下「出金機」といいます。）を使用して預金を払戻す場合。
  - ③ 当行および出金提携先のうち当行がオンライン自動出金機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等（以下「カード振込提携先」といいます。）の自動振込機（振込を行うことができる自動入出金機を含みます。以下「振込機」といいます。）を使用して預金を振替により払戻し、その払戻金を振込資金として振込を依頼する場合。
  - ④ その他次の取引を行う場合。
    - A 総合口座取引の普通預金について発行したキャッシュカードにより、総合口座取引の定期預金等（取扱対象となる定期預金等の種類は当行所定の預金とします。以下同じ。）の満期日前に、当行の自動入出金機を使用して自動継続停止および満期日の解約予約を行い、満期日に総合口座取引の普通預金口座へ元利金を入金する場合。（以下「ATM定期解約サービス」といいます。）なお、ATM定期解約サービスについては、当行所定の書面による申込を必要とします。
    - B 画面表示・音声等の操作手順に従って当行所定の各種手続を行う自動受付機（以下「受付機」という）を使用して、印鑑、カードおよび通帳等の喪失、カードの再発行ならびに住所、住居表示、勤務先等の変更その他別に当行が定めた取引（以下「諸届」といいます）を行う場合。
    - C 別に当行が定めた取引を行う場合。
- (2) カードは、当行および入金提携先・出金提携先・カード振込提携先所定の時間帯に限り、利用することができます。

### 2【カードの所有権、譲渡・質入れ等の禁止】

- (1) カードの所有権は、当行に帰属するものとし、本人にカードを貸与するものとします。
- (2) カードは、他人に譲渡、質入れ、その他第三者の権利の設定をしてはならず、また、他人に貸与、占有または使用させることはできません。

### 3【入金機による預金の預入れ】

- (1) 入金機を使用して預金に預入れる場合には、入金機の画面表示等の操作手順に従って、入金機にカードまたは通帳（または当行所定の出入表）を挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 入金機による預入れは、入金機の機種により当行（入金提携先の入金機使用の場合は、その入金提携先）が定めた種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの預入れは、当行（入金提

拂先の入金機使用の場合は、その入金提携先）が定めた枚数による金額の範囲内とします。

- (3) 前記(1)のうちカードによる預入れ操作後に預入れ金額を表示したご利用明細が必要な場合は、あらかじめ当行に申し出てください。この場合、当行はご利用明細を保管するための専用通帳を発行しますので、ご利用明細を綴り込んで保管してください。

#### 4 【出金機による預金の払戻し】

- (1) 出金機を使用して預金を払戻す場合には、出金機の画面表示等の操作手順に従って、出金機にカードを挿入し、届出の暗証と金額を正確に入力してください。この場合、払戻請求書および通帳の提出を不要とします。

- (2) 出金機による払戻しは、出金機の機種により当行（出金提携先の出金機使用の場合は、その出金提携先）が定めた金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当行（出金提携先の出金機使用の場合は、その出金提携先）が定めた金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは当行が定めた金額の範囲内（カードのみを挿入して行う出金機による払戻しは、書面その他の当行所定の方法により申出を受け、当行が承認した場合は当該金額の範囲内で変更することができます。）とします（この1日あたりの払戻し可能な金額にかかわらず、1日あたりの払戻可能な金額から、国際キャッシュカードサービス利用にかかる追加規定およびジュエデビットカード取引規定にもとづいて払戻された金額を差し引いた金額を上限とします。）。

- (3) 出金機による払戻しをする場合に、払戻金額と後記7の出金手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額（総合口座取引の普通預金については当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、その払戻しはできません。

#### 5 【振込機による振込】

- (1) 振込機を使用して預金を振替により払戻し、その払戻金を振込資金として振込を依頼する場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、払戻請求書および通帳の提出を不要とします。

- (2) 振込機による振込は、振込機の機種により当行（カード振込提携先の振込機使用の場合は、そのカード振込提携先）が定めた金額単位とし、1回あたりの振込は、当行（カード振込提携先の振込機使用の場合は、そのカード振込提携先）が定めた金額の範囲内とします。なお、1日あたりの振込（「Pay-ease（ペイジー）：税金・各種料金の払込サービスATM取引規定」による払込を含みます。）は当行が定めた金額の範囲内（カードのみを挿入して行う振込機による振込は、書面その他の当行所定の方法により申出を受け、当行が承認した場合は当該金額の範囲内で変更することができます。）とします。

- (3) 振込機を使用して振込を依頼する場合に、振込金額、後記7の出金手数料金額、および後記8の振込手数料金額の合計額が、預金を払戻すことのできる金額（総合口座取引の普通預金については当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、その振込はできません。

#### 6 【入金手数料】

入金機を使用して預金に預入れの場合は、当行および入金提携先所定の入金機使用に関する手数料（以下「入金手数料」といいます。）を、預金の預入れ時に払戻請求書および通帳の提出なしで当該預金口座から自動的に引落します。なお、入金提携先の入金手数料は、当行から入金提携先に支払います。

#### 7 【出金手数料】

出金機または振込機を使用して預金を払戻す場合には、当行および出金提携先所定の出金機・振込機使用に関する手数料（以下「出金手数料」といいます。）を、預金の払戻し時に払戻請求書およ

び通帳の提出なしで当該預金口座から自動的に引落します。なお、出金提携先の出金手数料は、当行から出金提携先に支払います。

#### 8 【振込手数料】

振込機を使用して振込を依頼する場合には、当行およびカード振込提携先所定の振込手数料を、振込資金の払戻し時に払戻請求書および通帳の提出なしで当該預金口座から自動的に引落します。なお、カード振込提携先の振込手数料は、当行からカード振込提携先に支払います。

#### 9 【ATM定期解約サービス】

ATM定期解約サービスを利用する場合には、自動入出金機の画面表示等の操作手順に従って、解約予約の対象となる定期預金等の通帳および、入金口座となる総合口座取引の普通預金のカードを自動入出金機に挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合、払戻請求書および継続停止依頼書等の提出は不要とします。

#### 9の2 【受付機による諸届】

受付機を利用して諸届を行う場合は、受付機の画面表示・音声等の操作手順に従って、受付機に当行が別に定める本人確認資料、カードまたは届出の印鑑を押印した書面を挿入し、当行が必要と認めた場合は、届出の暗証を正確に入力してください。

#### 10 【代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込】

- (1) 当行が認めた場合には、代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をすることが出来ます。その場合には、本人から代理人の氏名および暗証を当店に届出てください。この場合、当行は代理人のカードを発行します。

- (2) 代理人のカードの利用についても、この規定を適用します。

#### 11 【カードによる預入れ・払戻し・振込金額等の通帳記入】

カードにより預入れた金額、払戻した金額（振込資金として払戻した金額を含みます。以下同じ）、入金手数料金額、出金手数料金額および振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当行の入金機、出金機、振込機および通帳記帳機で使用されたときまたは当行国内本支店の窓口へ提出されたときに行います。また、窓口でカードにより取扱った場合の通帳記入についても同様とします。

#### 12 【カード喪失、届出事項の変更等】

- (1) カードを失ったとき、カードが偽造、変造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じたときまたは他人に使用されたことを認知したときは、直ちに本人から書面または受付機その他当行所定の方法によって当行に届出てください。この届出を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止措置を講じます。この届出前に生じた損害については、後記13の2、13の3および13の4に定める場合を除き、当行は責任を負いません。

- (2) 前記(1)の届出前に、カード喪失等の通知があった場合にも、前記(1)と同様とします。なお、この場合にもすみやかに本人から書面または受付機その他当行所定の方法によって当行に届出てください。

- (3) 前記(1)、(2)に定める受付機による当行へのカード喪失等の届出にあたっては、受付機の画面表示・音声等の操作手順に従って、受付機に当行が別に定める本人確認資料および届出の印鑑を押印した書面を挿入してください。

- (4) 氏名、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から書面によって当行に届出てください。但し、住所、住居表示、勤務先等の届出事項については、当行が別途定める方法により受付機に届出ることが出来ます。届出事項の変更を届出の場合で、当行が必要と認めたときは、カードもあわせて提出してください。この届出前に生じた損害については、後記13の2、13の3および13の4に定める場合を除き、当行は責任を負いません。

- (5) カードを失った場合のカードの再発行は、受付機その他当行所定

の方法により行います。この場合、当行は相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

- (6) 前記(5)に定める受付機によるカードの再発行にあたっては、前記(3)に定める手続きを行う他、受付機に届出の暗証を正確に入力してください。
- (7) カードを再発行する場合には、本人は当行所定の再発行手数料を支払うものとします。

### 13 【暗証照合等】

- (1) カードは他人に使用されないよう保管してください。また、暗証は生年月日、電話番号、連続番号など他人に知られやすい番号を避けるとともに、定期的に変更して、他人に知られないようにしてください。
- (2) 当行がカードの電磁的記録によって、出金機または振込機の操作の際に使用されたカードを当行が交付したものととして処理し、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認して預金の払戻しまたはATM定期解約サービスの取扱いをしたうえは、カードまたは暗証につき事故があっても、そのために生じた損害については、当行および入金提携先・出金提携先・カード振込提携先は責任を負いません。ただし、この払戻しが偽造カードまたは変造カードによるものである場合、および盗難カードによるものである場合の当行の責任については、後記13の2、13の3および13の4によります。
- (3) 当行国内本支店の窓口においてカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に記入または端末に入力された暗証と届出の暗証との一致を確認し、取扱いしましたうえは、カードまたは暗証につき偽造、変造、盗難、紛失その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。ただし、この払戻しが偽造カードまたは変造カードによるものであり、カードおよび暗証の管理について預金者の責に帰すべき事由がなかったことを当行が確認できた場合の当行の責任についてはこの限りではありません。
- (4) 当行が受付機に挿入された本人確認資料を相当の注意をもって真正なものとして判断し、かつ、カードの電磁的記録によって、受付機の操作の際に使用されたカードを当行が交付したものととして処理し、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認して諸届の取扱いをしたうえは、本人確認資料、カードまたは暗証につき偽造、変造、盗難、紛失その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (5) 前記12(6)において、当行が、本人確認資料を相当の注意をもって真正なものとして判断し、かつ、押印された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認め、かつ、受付機に入力された暗証と届出の暗証との一致を確認して、カードの再発行を行ったうえは、本人確認資料、印鑑または暗証につき偽造、変造、盗難、紛失その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

### 13の2 【偽造カード等による払戻し等】

偽造カードまたは変造カードによる出金機または振込機を使用した払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、本人は、当行所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

### 13の3 【盗難カードによる払戻し等】

- (1) カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた出金機または振込機による払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は後記(2)に定める補てん対象額の請求を申し出ることができます。

- ① カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
- ② 当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
- ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

- (2) 前記(1)の申出がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。前日の日以降になされた当該払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下、この規定において「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前記(1)、(2)は、前記(1)にかかる当行への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を不正使用され生じた出金機または振込機による払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

- (4) 前記(2)にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。

- ① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
- A 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合
- B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合
- C 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
- ② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じたまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

### 13の4 【預金契約にもとづき行う借入れの場合の準用】

- (1) 前記13の2および13の3は、本人が、当行との間において締結した預金契約にもとづき行う、出金機または振込機による金銭の借入れに適用します。この場合、前記13の3(2)の適用においては、前記13の3(1)各号に該当することを条件として、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前日の日以降になされた当該借入れ（手数料や利息を含みます。）について、当行はその支払いを請求しないものとします。ただし、当該借入れが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行が支払いを求めることができない金額は、当該借入れに係る額の4分の3に相当する金額とします。

- (2) 前記13の3(3)の場合、または前記13の3(4)各号のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、前記(1)の規定は適用しないものとします。

- (3) 前記13の2、13の3および13の4は当行と普通預金契約または貯蓄預金契約を締結する個人で、名義の如何にかかわらず個人の預金と認められるものに対してのみ適用されます。

### 14 【入金機・出金機・振込機・受付機故障時等の取扱い】

- (1) 停電、故障等により入金機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当行国内本支店の窓口でカードにより預金に預入れることができます。

- (2) 停電、故障等により出金機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当行が出金機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当行国内本支店の窓口でカードにより預金を払戻すことができます。なお、出金提携先の窓口では、この取扱いはありません。
- (3) 前記(2)による払戻しをする場合には、当行所定の払戻請求書に氏名、金額および届出の暗証を記入のうえ、カードとともに提出してください。なお、通帳を持参しているときは通帳もあわせて提出してください。
- (4) 停電、故障等により振込機による取扱いができないときは、前記(2)、(3)によるほか、窓口営業時間内に限り、当行国内本支店の窓口で振込依頼書を提出することにより振込をすることができます。なお、カード振込提携先の窓口では、この取扱いはありません。
- (5) 停電、故障等により受付機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当行国内本支店の窓口で所定の書類を提出することにより、諸届を行うことができます。ただし、カードの紛失については、窓口営業時間外においても、当行に通知することができます。

#### 15 【入金機・出金機・振込機・受付機の誤入力等】

入金機・出金機・振込機・受付機の使用に際し、金額、口座番号等の誤入力またはこれらの機器の誤操作等により発生した損害については、当行、入金提携先・出金提携先・カード振込提携先は責任を負いません。

#### 16 【解約、カードの利用停止等】

- (1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当店に返却してください。また、普通預金規定または貯蓄預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不適当と認めた場合には、カードの利用をおことわりすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを当店に返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを当店に返却してください。ただし、③の場合は、当行の窓口において当行所定の本人確認資料等の提示を受け、当行が本人であることを確認できるときに停止を解除します。
- ①前記2(2)に違反したとき
  - ②普通預金規定または貯蓄預金規定により、預金口座の預金取引が停止されたとき
  - ③預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当行が別途表示する一定の期間が経過した場合
  - ④カードが偽造、変造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合

#### 16の2 【カード利用有効期限等】

- (1) 当行は、カードの有効期限を定めることができるものとします。カードの有効期限までに前記16に定める預金口座の解約およびカードの利用停止等がない場合には、有効期限を更新した新たなカードを発行します。この場合、当行所定のカード発行手数料を支払うものとします。
- (2) カード発行手数料は払戻請求書および通帳の提出なしに、カードの発行された当該預金口座から自動的に引落し、支払われたカード発行手数料は理由の如何を問わず返還しません。カード発行手数料の引落しができないときは、カードの利用をおことわりすることがあります。この場合、当行の請求があり次第直ちにカードを取引店に返却してください。
- (3) カードの有効期限およびカード発行手数料を定め、またこれを変更する場合には後記18に定める方法により行います。

#### 17 【規定の適用】

この規定に定めのない事項については、普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定、ATM定期解約サービスの取扱対象となる定期預金等の各規定、振込規定、その他カード利用にかかる当行の定める取引の規定により取扱います。なお、カード振込提携先の振込機を使用した場合には当行の振込規定にかえて、カード振込提携先の定めにより取扱います。

#### 18 【この規定の変更等】

- (1) この規定の各条項および前記16(3)③にもとづく期間その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

# 国際キャッシュカードサービス利用にかかる追加規定

国際キャッシュカードサービスの利用に際しては、キャッシュカード（普通預金・貯蓄預金）規定に加え、後記19から29までの追加規定（以下「追加規定」という。）を適用します。なお、特段の定めのない限り、キャッシュカード（普通預金・貯蓄預金）規定における定義は追加規定においても当てはまるものとし、必要に応じて「出金提携先」を「海外提携金融機関」に、「カード」を「専用カード」という。）に読み代えます。

## 19【国際キャッシュカードサービス】

- (1) 国際キャッシュカードサービスの申し込みを受けたときは、前記1の場合に加えて外国（外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）の定めるところによる。以下同じ。）で次の場合に利用することができる専用カード（以下「専用カード」という。）を、前記1に定めるカード（以下「一般カード」といいます。）にかえて発行します。

①VISA INTERNATIONAL SERVICE ASSOCIATION（以下「VISA INTERNATIONAL」という。）が運営する国際ATMネットワークに加盟し、VISA INTERNATIONALと現金支払業務および残高照会業務のいずれか一方または双方について提携する外国金融機関等（以下「海外提携金融機関」という。）のATM（以下「海外ATM」という。）を使用して預金を払戻す場合。

②海外ATMを使用して預金の残高を照会する場合。

- (2) 専用カードにより海外ATMを使用し行う預金の払戻しおよび残高照会のサービスを併せて、「国際キャッシュカードサービス」といいます。国際キャッシュカードサービスの取扱時間は、海外ATMを管理する各海外提携金融機関の定めるところによります。
- (3) 専用カードの発行前にその預金について一般カードが発行されている場合、専用カードの初回使用以後、その一般カードは使用できません。
- (4) 国際キャッシュカードサービスは、普通預金以外の預金あるいは代理人による取引については取扱いできません。
- (5) 専用カードを発行する場合には、本人は当行所定の発行手数料を支払うものとします。

## 20【海外ATMによる預金の払戻し】

- (1) 専用カードは、預金の払戻しに使用する海外ATMを管理する海外提携金融機関が定めた現地通貨による払戻しに利用できます。この場合、当行は払戻金額と後記22に定める海外提携金融機関手数料の合計金額を当行が定める計算方法で円貨に換算した金額、および後記22に定める当行所定の手数料の合計金額を、預金から引落します。なお、払戻金額および海外提携金融機関手数料の合計金額は、当行から当該提携金融機関に当行所定の方法により送金します。この場合の円貨への換算は、当行が定めた計算方法によって行います。
- (2) 前記(1)による預金の払戻しは、日本に住所を有する個人（外為法に定める居住者に限ります。）が外国における滞在費等（外国為替に関する省令等に定めるところによる。）に充当する場合、もしくは、非居住者（外為法の定めるところによる。以下同じ。）に該当する個人または近日中に非居住者となる見込みのある個人であって次の条件を満たす者が外国における日常生活費等に充当する場合のいずれかに場合に限って、行うことができるものとします。なお、ここに定める条件を充足しない、またはそのおそれがあると認められる場合は、専用カード、本人確認資料等を当行へ提示していただくことがあります。

①日本国籍を有する者であって外国の事務所勤務している者またはその予定がある者。

②日本国籍を有する者であって2年以上外国に滞在している者またはその予定がある者。

- (3) 前記(1)による預金の払戻しに際しては、海外ATMにカードを挿入し、当行への届出の暗証と金額等を海外提携金融機関が定めた操作手順に従ってボタン等により操作してください。この場合、払戻請求書および通帳の提出を不要とします。

(4) 前記(1)による預金の払戻しは、海外提携金融機関が定めた通貨単位によるものとし、その一回あたりの払戻限度額は海外提携金融機関が定めた金額の範囲内とします。なお、その1日あたり（日本時間によるものとし。）の払戻限度額は、当行が定めた金額の範囲内（書面その他の当行所定の方法により申出を受け、当行が承認した場合は当該金額の範囲内で変更することができ。）とします（この払戻限度額にかかわらず、1日あたり（日本時間によるものとし。）で払戻しができる金額は、キャッシュカードの1日あたりの払戻限度額から、キャッシュカード（普通預金・貯蓄預金）規定およびジェイデビットカード取引規定にもとづいて払戻された金額を差し引いた金額を上限とします）。なお、国際キャッシュカードサービスの1日あたり（日本時間によるものとし。）の払戻限度額につき、キャッシュカード（普通預金・貯蓄預金）規定の4(2)にもとづきキャッシュカードの1日あたりの払戻限度額が当行所定の方法により変更された場合は、以下の取扱いとします。

- ①キャッシュカードの1日あたりの払戻限度額が国際キャッシュカードサービスの1日あたり（日本時間によるものとし。）の払戻限度額以下に引き下げられた場合には、キャッシュカードの1日あたりの払戻限度額まで引き下げられるものとします。
- ②キャッシュカードの1日あたりの払戻限度額が引き上げられた場合には、国際キャッシュカードサービスの1日あたり（日本時間によるものとし。）の払戻限度額を上限に、キャッシュカードの1日あたりの払戻限度額まで引き上げられるものとします。
- (5) 前記(1)による預金の払戻しは、払戻金額と後記22に定める海外提携金融機関手数料の合計金額を当行が定める計算方法で円貨に換算した金額、および後記22に定める当行所定の手数料の合計金額が、普通預金の残高をこえるときはできません。

## 21【海外ATMによる残高照会】

- (1) 専用カードは、VISA INTERNATIONALと残高照会業務を提携した海外提携金融機関の海外ATMにおいて、預金の残高の照会に利用できます。この場合表示される残高は、後記22に定める手数料を引落した後の預金の残高を、当行の定める計算方法により当該海外提携金融機関が定める現地通貨に換算した金額となります。
- (2) 前記(1)による預金の残高照会に際しては、海外ATMにカードを挿入し、当行への届出の暗証等を海外提携金融機関が定めた操作手順に従ってボタン等により操作してください。
- (3) 前記(1)による預金の残高照会の際に表示される普通預金残高は、総合口座取引の普通預金についても当座貸越を利用できる範囲内の金額ではなく、普通預金残高が表示されます。

## 22【国際キャッシュカードサービス利用手数料】

- (1) 専用カードにより海外ATMを使用して預金の払戻しまたは残高照会が行われたときは、当行所定の手数料を払戻し時または残高照会時に払戻請求書および通帳の提出なしで当該預金口座から自動的に引落します。
- (2) 海外ATMを管理する海外提携金融機関が別に所定の手数料（本追加規定において「海外提携金融機関手数料」という。）を徴求するときは、その手数料の引落しについても前記(1)と同様とします。この場合、海外提携金融機関手数料は、当行所定の手続により当行から海外提携金融機関に支払います。

## 23 【通帳への記載】

専用カードの外国での利用に関する通帳への記載は、当行所定の方法で円貨で表示するものとし、現地通貨による表示は行いません。

## 24 【JTBの提供するサービス】

- (1) 国際キャッシュカードサービスの利用者は、株式会社ジェイティービー（以下「JTB」という。）およびその関連会社の提供する以下のサービスを受けることができます。

- ① 専用カード利用に際してのご案内（CD・ATMの設置場所および操作方法等）
- ② 専用カードの紛失、盗難、利用不能等届出の代行サービス
- ③ 専用カード紛失時等緊急時の代用カード貸与サービス
- ④ 航空券・観光ツアー等の各種サービスの販売、予約、情報提供サービス
- ⑤ 事故・トラブル発生時の現地警察・医療機関等第三者への取次サービス
- ⑥ 前各号のほかJTBが定めるサービス

- (2) 前記(1)に定めるサービスは、JTBにより変更されることがあります。また、JTBおよびその関連会社の提供するサービスについては、すべてJTBが責任を負うものとし、これにより発生した損害については、当行は責任を負いません。

## 25 【外国での専用カードの紛失】

- (1) 外国で専用カードを紛失し、または盗取された場合には、別途当行から案内する方法により、すみやかに本人から当行にその旨を届出てください。この届出を受けたときは、直ちに預金の払戻し停止措置を講じます。この届出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

- (2) なお、前記(1)の方法により電話でカードを紛失した旨届出を行った場合には、別途すみやかに当行所定の方法により、本人から書面によって当行に届出てください。

## 26 【海外ATMの障害等について】

海外ATMの使用に際し、海外ATMおよび海外提携金融機関の電算機等の障害、または電話の不通等の通信手段の障害等により発生した損害については、当行は責任を負いません。

## 27 【サービスの停止および専用カードの利用停止等】

- (1) 当行は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相応の事由がある場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、国際キャッシュカードサービスの利用を停止し、または解約できるものとします。

- (2) 次の場合には、専用カードの利用を停止することがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちに専用カードを当店に返却してください。

- ① 前記20(2)に定める条件を充足しない、またはそのおそれがあると認められる場合
- ② 専用カードについて、本人以外への譲渡、質入れ、その他第三者の権利の設定をしている、もしくは、本人以外に貸与、占有もしくは使用させている、またはそのおそれがあると認められる場合
- ③ 氏名、住所、電話番号その他の届出事項に変更があったにもかかわらず、当行所定の書面による届出がない場合
- ④ 当行が届出のあった氏名、住所にあてて当店あて連絡を求める通知または送付書面を送送してから一定期間が経過しても連絡がない場合

## 28 【法令等の適用および準拠法】

- (1) 外国での専用カードの利用に際して、日本および外国において現に適用されている、または今後適用される諸法令・諸規則等にもとづき、許可書、証明書その他の書類が必要である場合には、当行または海外提携金融機関から請求があり次第、請求された書類

を提出してください。請求された書類が提出されない場合、または諸法令・諸規則等の遵守のため当行が必要と認める場合には、当行は専用カードの利用を停止することができるものとします。

- (2) 外国での専用カードの利用に関する契約関係についての準拠法は日本法とし、キャッシュカード（普通預金・貯蓄預金）規定（本追加規定を含む）は日本法に従い解釈されるものとします。なお専用カードの利用、追加規定の解釈、その他国際キャッシュカードサービスの利用に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を管轄裁判所とします。

## 29 【情報管理の委託ならびに承認】

当行は、本サービスを提供するために必要な範囲において、当行が情報処理・事務処理等を委託する会社、VISA INTERNATIONAL、JTBおよびその関連会社、海外提携金融機関等に対して顧客氏名、暗証、払戻金額、預金残高等の顧客口座情報を提供し、またはこれらの機関に顧客口座情報の管理を委ねることができるとします。

以上  
(2010年12月27日改定)

# SMBCダイレクト申込サービスの利用にかかる特約

SMBCダイレクト申込サービスの利用に際しては、キャッシュカード（普通預金・貯蓄預金）規定に加え、後記30から32までの追加規定（以下「追加規定」という。）を適用します。なお、特段の定めのない限り、キャッシュカード（普通預金・貯蓄預金）規定における定義は追加規定においても当てはまるものとします。

## 30【SMBCダイレクト申込サービス】

### (1) SMBCダイレクト申込サービスの内容

当行所定の端末から、普通預金について当該口座の預金者本人（以下「口座預金者」といいます。）に発行したキャッシュカードの暗証（以下「キャッシュカード暗証」といいます。）および当該口座の所定事項を当行所定の方法で伝達することにより、当行が定めるSMBCダイレクト利用規定に基づくSMBCダイレクトの利用を申し込むサービスをいいます。

### (2) 本人確認

① 口座預金者がSMBCダイレクトの申込を行う場合は、当行宛に普通預金口座の支店番号（または支店名）、当該口座の口座番号、当該口座の口座名および当該口座のキャッシュカード暗証を当行所定の方法により正確に伝達するものとします。

② 前記30(2)①の内容を当行が確認し、当行が認識した普通預金口座の支店番号（または支店名）、当該口座の口座番号、当該口座の口座名および当該口座のキャッシュカード暗証が、当行で保有している支店番号（または支店名）、当該口座の口座番号、当該口座の口座名および当該口座の預金者が当行宛に届出を行ったキャッシュカード暗証と各々一致した場合には、当行は口座預金者からの申込とみなし、受付手続を行います。

## 31【申込方法】

### (1) 申込の方法

口座預金者は前記30(2)の本人確認手続を経た後、申込に必要な所定事項を当行所定の方法により正確に伝達することで、SMBCダイレクトを申し込むものとします。

### (2) 申込の確定

当行が申込を受け付けた場合、端末に口座預金者の申込内容を知りますので、口座預金者はその内容を確認のうえ正しい場合には、当行所定の方法により確認の旨を通知するものとします。前記の申込内容の確認、通知が当行所定の時限までに行われ、当行がこれを受信した場合は、申込が確定したものとし、当行は、原則、依頼日当日に当行所定の方法により手続を行います。

### (3) 申込の不成立

以下の場合、契約者からの申込はなかったものとして取り扱います。この場合、当行は口座預金者に対して申込が不成立となった旨を通知しますので、口座預金者自身で申込の成否を確認するものとします。

① 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったと当行が判断したとき。

② 当行、または、金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき。

### (4) SMBCダイレクト契約の締結

前記31(2)により当行が申込を受け付けた後、当行が承認した場合は、口座預金者と当行との間にSMBCダイレクトにかかる契約が締結されます。当行は当行所定の方法により契約の成立を通知するものとします。この通知が回線障害等の理由で届かない場合には、口座預金者は当行に照会するものとします。この照会がなかったことによって口座預金者に生じた損害については、当行に

責めがある場合を除き、当行はいっさいの責任を負いません。また、特に定めのない限り、契約締結後に締結内容の取消、変更はできないものとします。

この場合、端末、暗証番号等について偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があっても、当行は契約が成立したものととして取り扱います。

### (5) 取引内容の確認

申込後、口座預金者は速やかにSMBCダイレクトの登録情報照会により申込内容を照合するものとします。万一、申込内容との相違がある場合、口座預金者は直ちにその旨を当行まで連絡するものとします。

当該連絡がなかったことによって口座預金者に生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行はいっさいの責任を負いません。

また、申込内容に相違がある場合において、口座預金者と当行との間で疑義が生じたときは、当行の機械記録の内容をもって取り扱うものとします。

### (6) 依頼内容の記録・保存

口座預金者のSMBCダイレクト契約サービスによる依頼内容はすべて記録され、当行に相当期間保存されます。

### (7) 規定の適用

SMBCダイレクトにかかる個別の取引については、SMBCダイレクト利用規定が適用されます。

## 32【免責事項】

### (1) 本人確認

前記30(2)により本人確認手続を経た後、申込を行った場合は、当行は利用者を口座預金者本人であるとみなし、端末、暗証番号等について偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行はいっさいの責任を負いません。

### (2) 通信手段の障害等

以下の場合、そのために生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行はいっさいの責任を負いません。

① 当行および金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話の不通等の通信手段の障害等により、取扱が遅延した時に不能となったとき。

② 当行および金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、当行が送信した情報に誤謬・遅延・欠落等が生じたとき。

### (3) 通信経路における申込情報の漏洩等

公衆電話回線、専用電話回線、インターネット等の通信経路において盗聴・不正アクセス等がなされたことによりキャッシュカード暗証、取引情報、契約者が当行所定の方法で当行所定のスマートフォンにインストールした「パスワードカード（スマホアプリ版）」（以下「パスワードアプリ」といいます。）により生成され、表示されたワンタイムパスワード等が漏洩した場合、そのために生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行はいっさいの責任を負いません。

### (4) 郵送または宅配上の事故

当行が口座預金者からの申込依頼を受け付けた後、当該口座預金者にSMBCダイレクトの利用時に必要なパスワードカード（パスワードアプリを除く）を送付します（SMBCダイレクトライトを併せて申し込む場合を除く）。当該送付の際に、郵送または宅配上の事故等当行の責めによらない事由により、第三者（銀行員を除く）がパスワードカード（パスワードアプリを除く）により生成され、表示されたワンタイムパスワードを知り得たとしても、そのために生じた損害については、当行はいっさい責任を負い

ません。

以 上  
(2015年8月19日改定)

## 生体認証取引にかかる特約

生体認証取引でのキャッシュカードの利用に際しては、この特約を適用します。なお、特段の定めのない限り、キャッシュカード（普通預金・貯蓄預金）規定、および別途申し込まれた各サービスに関する規定（これらに付随する特約を含む）における定義はこの特約においても適用されるものとします。

### 1【生体認証】

- (1) 生体認証とは、当行との間の銀行取引について本人であることの確認手段のひとつとして、本人の手指の静脈パターンの情報（以下「手指静脈情報」という）を用いる当行所定の認証方式のことをいいます。
- (2) 生体認証取引とは、キャッシュカードのICチップ内に本人の手指静脈情報を登録した（当該手指静脈情報及びICチップ内に登録された本人の手指の静脈パターンの情報（以下「手指静脈の登録情報」という）を総称して「生体認証情報」という）キャッシュカードによる取引のことをいい、当行は、当行所定の機器により本人の手指静脈情報と手指静脈の登録情報とを照合する（以下「生体認証情報の照合」という）ものとします。

### 2【生体認証対象預金口座】

- (1) 生体認証取引は、当行所定の預金口座（以下「生体認証対象口座」という）についてののみ行うことができます。
- (2) 当行に生体認証対象口座を登録する場合は、当行所定の窓口にて当行所定の書面により届け出てください。生体認証対象口座の登録を削除する場合も同様とします。
- (3) この特約にかかわらず、生体認証対象口座については、各預金規定等に従い預金取引を行うことができます。

### 3【手指静脈情報の登録等】

- (1) 生体認証取引は、当行所定の方法でキャッシュカードの交付を受けた後、当行国内本支店の窓口にて当行所定の方法でキャッシュカード上のICチップに手指静脈情報を登録することにより利用可能となります。なお、登録の際、本人確認資料その他当行所定の書類を提出するものとします。
- (2) 登録された手指静脈情報の変更、削除および確認を行う場合は、書面または受付機その他当行所定の方法によって当行に届出てください。当行は本人確認等、当行所定の手続きの終了後に変更、削除および確認を行います。この場合、相当の期間をおき、保証人を求めることがあります。

### 4【生体認証取引の利用・生体認証情報の照合等】

- (1) 生体認証取引は、当行所定の窓口、入金機、出金機（入出金機を含む）、振込機、受付機にて行うことができます。
- (2) 生体認証対象口座について、当行所定の出金機、振込機、受付機を利用して払戻し、振込、借入れ（当行所定の手続きにより当行が承諾した場合に限る）、諸届、暗証の変更その他当行が定めた取引（以下「払戻し等」という）を行う場合は、キャッシュカードの暗証の入力による認証に加え、生体認証情報の照合を行い、その同一性を確認したうえで、払戻し等を取扱います。
- (3) 当行国内本支店の窓口においてキャッシュカードを確認し、生体認証情報の照合により、同一性を確認し、かつ払戻請求書、諸届その他の書類に記入または端末に入力された暗証と届出の暗証との一致を確認し、取扱いましたうえは、キャッシュカードおよび生体認証情報または暗証につき偽造、変造、盗難、紛失その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

### 5【キャッシュカードの再発行時の手続き】

- (1) キャッシュカードの種類変更等により新たなキャッシュカードの発行を受けた場合は、旧いキャッシュカードを取扱い店に返却し

てください。

- (2) キャッシュカードの喪失、種類変更等により新たなキャッシュカードの発行を受けた場合は、すみやかに前記3により手指静脈情報の登録を行ってください。この登録が終了するまでの間は、新たなキャッシュカードでの生体認証取引の利用はできません。
- (3) 前記5(1)にかかわらず、旧いキャッシュカードを保有することを当行が認めた場合には、新たに発行を受けたキャッシュカードのICチップ内に手指静脈情報が登録されたとき、もしくは、新たなキャッシュカードが利用されたときのいずれか早いときをもって、旧いキャッシュカードは失効するものとします。

#### 6【生体認証取引の利用手数料】

- (1) キャッシュカードの喪失、種類変更等により新たなキャッシュカードの発行を受ける場合には、当行所定の手数料（以下「手数料」という）を支払うものとします。
- (2) 手数料は払戻請求書および通帳等の提出なしに、キャッシュカードの発行された当該生体認証対象口座から自動的に引落し、支払われた手数料は理由の如何を問わず返還しません。手数料の引落しができないときは、当行はこの特約を解約のうえ、当行所定のカードを発行できるものとします。この場合、当行からの請求があり次第直ちにキャッシュカードを取引店に返却してください。

#### 7【障害時の取扱い】

生体認証情報の照合等を行う当行所定の機器に障害が生じた場合、手指静脈情報または手指静脈の登録情報を取得できないと当行が判断した場合、その他当行がやむをえないと認める相当の事由がある場合は、生体認証取引による生体認証対象口座の払戻し等または解約の受付を一時中止する場合があります。この場合、当行に故意または重大な過失がある場合をのぞき、当行は責任を負わないものとします。

#### 8【代理人によるカードの利用】

- (1) 当行が認めた場合には、本人は生体認証取引による生体認証対象口座の払戻し等（但し借入れを除く）につき代理人を届け出ることができます。
- (2) 前記(1)の場合、代理人は本人が同席のうえ、代理人のキャッシュカードのICチップに代理人の手指静脈情報を登録する必要があります。その他の手続きについては前記3の規定に準じるものとします。
- (3) 代理人の生体認証取引についても、この特約を適用します。

#### 9【個人情報等】

- (1) 本人および代理人は、当行が、生体認証取引によるサービスを提供するにあたり本人確認を行うために、以下について同意するものとします。
  - ① 本人および代理人が、
    - A キャッシュカードのICチップ内に手指静脈情報を登録するとき、
    - B 登録された手指静脈情報の変更・削除・確認をするとき、
    - C キャッシュカードの利用を取り止めるとき、に、当行が本人または代理人の生体認証情報を取得・利用・保存・廃棄すること。
  - ② 本人および代理人が、生体認証取引による払戻し等を行う（ただし、代理人については借入れを除く）ときに、当行が本人または代理人の生体認証情報を取得・利用・廃棄すること。

#### 10【特約の解約】

この特約を解約し、生体認証取引を停止する場合には、本人および代理人は当行所定の届出を取扱店に提出するものとします。この届出により、当行はキャッシュカードのICチップ内の生体認証情報を削除します。当行所定の解約手続が完了したときをもって、この特約は終了するものとします。

#### 11【規定の適用】

この特約に定めのない事項については、キャッシュカード（普通預金・貯蓄預金）規定および別途申し込まれた各サービスに関する規定により取扱います。

#### 12【この特約の変更等】

- (1) この特約の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める1ヶ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

# ジェイデビットカード取引規定

## 1【適用範囲】

- (1) 当行における普通預金口座について当行が発行したカード（以下「カード」といいます。）を次の①から③までに定める者（以下「加盟店」といいます。）を提示して、加盟店が行う商品の販売または役務の提供等（以下「売買取引」といいます。）について当該加盟店に対して負担する債務（以下「売買取引債務」といいます。）を当該カードの預金口座（以下「預金口座」といいます。）から預金の引落し（総合口座取引規定もしくはカードローン規定等）にもとづく当店貸越による引落しを含みます。）によって支払う取引（以下「デビットカード取引」といいます。）については、この規定により取扱います。

① 日本デビットカード推進協議会（以下「協議会」といいます。）所定の加盟店規約（以下「規約」といいます。）を承認のうえ、協議会に直接加盟として登録され、協議会の会員である一または複数の金融機関（以下「加盟店銀行」といいます。）と規約所定の加盟店契約を締結した法人または個人（以下「直接加盟店」といいます。）

② 規約を承認のうえ、直接加盟店と規約所定の間接加盟店契約を締結した法人または個人

③ 規約を承認のうえ、協議会に任意組合として登録され、加盟店銀行と加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人

- (2) なお、デビットカード取引は当行がデビットカード取引を行うことを承認したカードのみ利用できますこととします。

## 2【利用方法等】

- (1) カードをデビットカード取引に利用するときは、自らカードを加盟店に設置された端末機（以下「端末機」といいます。）に読み取らせるか、または加盟店にカードを引き渡したうえ、加盟店が利用者との合意にもとづいてカードを端末機に読み取らせることにより、端末機に表示された売買取引債務の金額を確認した上で、端末機にカードの暗証番号を第三者（加盟店の従業員を含みます。）に見られないように注意しつつ自ら入力してください。

- (2) 端末機を使用して、預金の払戻しによる現金の取得を目的として、カードを利用することはできません。

- (3) 次の場合には、デビットカード取引を行うことはできません。

- ① 停電、故障等により端末機による取扱いができない場合  
② 1回あたりのカード利用金額が、加盟店が定めた最高限度額を超え、または最低限度額に満たない場合  
③ 加盟店がデビットカード取引を行うことができないと定めた商品を購入したまたは役務等の提供を受ける場合

- (4) 次の場合には、カードをデビットカード取引に利用することはできません。

① 1日あたりのカード利用金額（キャッシュカード（普通預金・貯蓄預金）規定および法人キャッシュカード（普通預金）規定による預金の払戻金額を含みます。）が、当行が定めた金額の範囲内（書面その他の当行所定の方法により申出を受け、当行が承認した場合は当該金額の範囲内で変更することができま

す。）を超える場合

なお、デビットカード取引の1日あたりの取引限度額につき、キャッシュカード（普通預金・貯蓄預金）規定の4(2)または法人キャッシュカード規定の4(2)にもとづくキャッシュカードの1日あたりの払戻限度額が当行所定の方法により変更された場合は、以下の取扱いとします。

A キャッシュカードの1日あたりの払戻限度額がデビットカード取引の1日あたりの取引限度額以下に引き下げられた

場合には、キャッシュカードの1日あたりの払戻限度額まで引き下げられるものとします。

B キャッシュカードの1日あたりの払戻限度額が引き上げられた場合には、デビットカード取引の1日あたりの取引限度額を上限に、キャッシュカードの1日あたりの払戻限度額まで引き上げられるものとします。

- ② 当行所定の回数を超過してカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合

- ③ カード（磁気ストライプの電磁的記録を含みます。）が破損している場合

- (5) 当行がデビットカード取引を行うことができない日または時間帯として定めた日または時間帯は、デビットカード取引を行うことはできません。

## 3【デビットカード取引契約等】

- (1) 前記2(1)により暗証番号が入力された時に、加盟店との間で売買取引債務を預金口座から引落しによって支払う旨の契約（以下「デビットカード取引契約」といいます。）が成立し、かつ当行に対して、売買取引債務相当額の預金引落しの指図および当該指図にもとづいて引落された預金による売買取引債務の弁済の委託がされたものとします。ただし、暗証番号の入力後、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないときはデビットカード取引契約は成立せず、当行への預金引落しの指図ならびに弁済の委託はなかったものとします。

- (2) 前記(1)により、当行への預金引落しの指図がなされた場合には、当行は払戻請求書および通帳の提出なしに預金口座より売買取引債務相当額の預金を引落します。

## 4【預金の復元等】

- (1) デビットカード取引により預金口座からの預金の引落しがされたときは、デビットカード取引契約が、解除（合意解除を含みます。）取消し等により適法に解消された場合（売買取引の解消によりデビットカード取引契約が解消された場合を含みます。）であっても、加盟店以外の第三者に対して引落された預金相当額の金銭の支払いを請求する権利を有しないものとし、また当行に対して引落された預金の復元を請求することもできないものとします。

- (2) 前記(1)にかかわらず、デビットカード取引契約が成立した当日中に、デビットカード取引を行った加盟店に、カードおよび加盟店が必要と認める本人確認資料等を持参して、引落された預金の復元を加盟店経由で請求し、加盟店が端末機から当行に取消しの電文を送信することができず、この場合、当行がデビットカード取引契約の成立した当日中にこれを受信した場合に限り、当行は引落された預金の復元をします。

預金の復元を請求するにあたっては、自らカードを端末機に読み取らせるか、または加盟店にカードを引き渡したうえ、加盟店が利用者との合意にもとづいて端末機により読み取らせてください。端末機から取消しの電文を送信することができないときは、引落された預金の復元はできません。

- (3) 前記(1)または(2)において引落された預金の復元等ができないときは、加盟店から現金により返金を受ける等、加盟店との間で解決してください。

- (4) デビットカード取引において金額等の誤入力があったにもかかわらずこれを看過して端末機にカードの暗証番号を入力したためデビットカード取引契約が成立した場合についても、前記(1)から(3)に準じて取扱うものとします。

## 5【デビットカード取引の機能を停止する場合】

- (1) デビットカード取引の機能を停止するときは、当行所定の方法により当行国内本支店へ申出てください。当行はこの申出を受けたときは、直ちにデビットカード取引を行う機能を停止する措置を

講じます。この申出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

- (2) 次の①から③までの一つにでも該当した場合には、当行はいつでも、事前に通知することなくデビットカード取引の機能を停止することができます。

① 預金口座が解約されたとき

② 預金口座の預金取引またはカードの利用が停止されたとき

③ その他デビットカード取引の機能の停止を必要とする相当の事由が生じたときと認めるとき

#### 6 【キャッシュカード規定等の適用】

カードをデビットカード取引に利用する場合には、「端末機」を「出金機」と、「デビットカード取引による預金口座からの預金の引落し」を「預金の払戻し」または「当座貸越」とそれぞれみなして、キャッシュカード（普通預金・貯蓄預金）規定（13の3を除きます。）、法人キャッシュカード（普通預金）規定およびカードローン規定等を適用するものとします。

#### 7 【この規定の変更等】

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

## 預金口座振替依頼受付サービス規定

### 1 【適用範囲】

- (1) 当行と預金口座振替に関する契約を締結している企業（以下「収納企業」といいます。）に対して、キャッシュカード（当行が普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。）についてキャッシュカード（普通預金・貯蓄預金）規定にもとづいて発行したカード。以下「カード」といいます。）を提示して、後記3(1)の預金口座振替の依頼を行うサービス（以下「本サービス」といいます。）については、この規定により取扱います。
- (2) 本サービスが利用できるのは、当該カードの発行されている預金口座（以下「当該口座」といいます。）の預金者本人が、収納企業との契約名義人となる場合に限りです。
- (3) なお、本サービスは当行が本サービスに利用することを承認したカードのみ利用できることとします。

### 2 【利用方法等】

- (1) 本サービスを利用するときは、預金者は自らカードを収納企業に設置された本サービスにかかる機能を備えた端末機（以下「端末機」といいます。）に読み取らせ、端末機にカードの暗証番号と必要項目を第三者（収納企業の従業員を含みます。）に見られないように注意しつつ自ら入力してください。
- (2) 次の場合には、本サービスを利用することはできません。
- ① 停電、故障等により端末機による取扱ができない場合
- ② 収納企業から購入する商品または提供を受ける役務等が、収納企業が預金口座振替による支払を受けることができないものと定めた商品または役務等に該当する場合
- (3) 次の場合には、カードを本サービスに利用することはできません。
- ① 当行所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合
- ② カード（磁気ストライプの電磁的記録を含みます。）が破損している場合
- (4) 当行が本サービスを利用することができない日または時間帯として定めた日または時間帯は、本サービスを利用することはできません。

### 3 【預金口座振替契約等】

- (1) 前記2(1)により暗証番号の入力がされたときに、契約が解除されるまでの期間、収納企業から当行に都度送付される請求書記載の金額を、預金者に通知することなく、当該口座から引き落としのうえ支払う旨の契約（本規定において「預金口座振替」といいます。）が成立したものとみなします。ただし、暗証番号の入力後、端末機に預金口座振替依頼の受付確認を表す電文が表示されないときは預金口座振替は成立しなかったものとします。
- 当行が預金口座振替が成立したものとみなした場合、当行は、普通預金規定にかかわらず、払戻請求書および預金通帳の提出なしに当該口座より請求書記載の金額を引き落とします。
- (2) 前記(1)にかかわらず、当行所定の手続による預金者の本人確認ができない場合には、当行は預金口座振替を解除できるものとします。
- (3) 収納企業の指定する振替指定日（当日が銀行休業日の場合は翌営業日）において請求書記載金額が当該口座の支払可能金額（当座貸越（総合口座取引による貸越を含みます。）を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、預金者に通知することなく、請求書を収納企業に返却し、または当行任意の金額を振替指定日以降任意の日引き落としのうえ、支払資金の一部または全部に充当することができるものとします。
- また、振替指定日に当該口座からの引き落としが複数あり、その引き落としの総額が当該口座の支払可能金額をこえる場合は、そ

のいずれを引き落とすかは当行の任意とします。

- (4) 収納企業の都合で、収納企業が預金者に対して割り当てる契約者番号等が変更になったときは、当行は変更後の契約者番号で引き続き取扱うものとします。

- (5) 預金口座振替を解除するときは、預金者から当行へ所定の手続により届出るものとします。なお、この届出がないまま長期間にわたり収納企業から請求書の送付がない等相当の事由があるときは、当行は預金口座振替が終了したものとして取扱うことができるものとします。

#### 4 【本サービスの機能を停止する場合】

本サービスを利用する機能は、当行所定の方式により当行国内本支店へ申出ることにより停止することができます。

当行はこの申出を受けたときは、直ちに本サービスを利用する機能を停止する措置を講じます。この申出の前に生じた損害については、当行は一切の責任を負いません。

#### 5 【免責事項】

- (1) 当行が、カードの電磁的記録によって、端末機の操作の際に使用されたカードを当行が交付したものととして処理し、入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して預金口座振替の受付をしたうへは、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用、紛失その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

- (2) 本サービスについて仮に紛議が生じても、当行の責めによる場合を除き、当行は一切の責任を負わないものとします。

#### 6 【規定の準用】

この規定に定めのない事項についてはキャッシュカード（普通預金・貯蓄預金）規定により取扱います。

#### 7 【この規定の変更等】

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

## Pay-easy(ペイジー):税金・各種料金の払込サービスATM取引規定

### 1 【適用範囲】

Pay-easy(ペイジー):税金・各種料金の払込サービス(以下「税金・各種料金の払込」といいます。))は、当行所定の収納機関(以下「収納機関」といいます。))に対し、税金、手数料、料金等(以下「税金・各種料金」といいます。))の払込を行うため、当行所定の自動入金機において、普通預金(総合口座取引の普通預金を含みます。)、貯蓄預金または当座預金の機能をもつキャッシュカード(以下「カード」といいます。))、もしくはカードローンの機能をもつカード(以下「ローンカード」といいます。))を利用して、払込資金を当該カードの預金口座から引落し(総合口座取引規定にもとづき当座貸越により引き落とす場合も含みます。))もしくは当該ローンカードの当座貸越により引落し、または、払込資金として現金を投入し、税金・各種料金の払込を行う取扱いをいい、この取扱いについては本規定が適用されます。

### 2 【税金・各種料金の払込依頼】

- (1) 税金・各種料金の払込を行うときは、当行所定の自動入金機の画面表示等の操作手順に従って、自動入金機にカードまたはローンカードを挿入し、届出の暗証、収納機関から通知された収納機関番号、お客様番号(納付番号)、確認番号その他当行所定の事項を自動入金機に正確に入力して、収納機関に対する納付情報または請求情報(以下「納付情報等」といいます。))の照会を当行に依頼してください。現金によって税金・各種料金の払込を行う場合は、当行所定の自動入金機の画面表示等の操作手順に従って、電話番号、収納機関から通知された収納機関番号、お客様番号(納付番号)、確認番号その他当行所定の事項を自動入金機に正確に入力して、収納機関に対する納付情報等の照会を当行に依頼してください。

- (2) 収納機関から通知された照会結果により、納付情報等を確認したうえで、税金・各種料金の払込の依頼を行ってください。現金によって税金・各種料金の払込を行う場合は、収納機関から通知された照会結果により、納付情報等を確認し、現金を自動入金機に投入したうえで、税金・各種料金の払込の依頼を行ってください。

- (3) 本条(1)項の依頼内容および本条(2)項の収納機関からの照会結果について、不備があったとしても、これによって生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。

### 3 【税金・各種料金の払込にかかる契約の成立】

- (1) 税金・各種料金の払込にかかる契約は、当行がコンピュータ・システムにより依頼内容を確認して払込資金を受領した時に成立するものとします。

- (2) 次の場合には、税金・各種料金の払込を行うことはできません。

- ① 停電、故障等により取扱いできない場合
- ② 依頼内容にもとづく払込資金等を満たす資金を当行が受領できない場合
- ③ 1回あたりの利用金額が当行が定めた金額の範囲を超える場合
- ④ 1日あたりの利用金額(キャッシュカード(普通預金・貯蓄預金)規定、法人キャッシュカード規定(普通預金)、キャッシュカード(当座)規定および法人キャッシュカード(当座)規定による振込金額を含みます。))が、当行が定めた金額の範囲(書面その他の当行所定の方法により申出を受け、当行が承認した場合は当該金額の範囲内で変更することができます。))を超える場合
- ⑤ 当該カードまたはローンカードの口座が解約済の場合
- ⑥ 当該カードまたはローンカードに関する支払停止の届出があ

り、それにもとづき当行が所定の手続を行った場合

- ⑦差押等やむをえない事情があり当行が不適当と認めた場合
- ⑧収納機関から納付情報または請求情報についての所定の確認ができない場合
- ⑨当行所定の回数を超えて当該カードまたはローンカードの暗証を誤って自動入出金機に入力した場合
- ⑩当該カードまたはローンカード（磁気ストライプの電磁的記録を含みます。）が破損している場合
- ⑪その他当行が必要と認めた場合

- (3) 税金・各種料金の払込の原因となる契約の内容等は、税金・各種料金の払込にかかる取引の成立に影響を与えないものとします。原因となる契約の内容については、収納機関に直接お問い合わせください。

#### 4 【利用時間】

税金・各種料金の払込にかかるサービスの利用時間は、当行が定める利用時間内とします。但し、収納機関の利用時間の変動等により、当行が定める利用時間内でも利用ができないことがあります。

#### 5 【領収書および領収証書の取扱い等】

当行は、税金・各種料金の払込にかかる領収書（領収証書）を発行いたしません。収納機関の納付情報または請求情報の内容、収納機関での収納手続きの結果等その他収納等に関する照会については、収納機関に直接お問い合わせください。

#### 6 【依頼内容の変更・取消】

- (1) 税金・各種料金の払込にかかる契約が成立した後は、税金・各種料金の払込の依頼を変更または取消することができません。但し、収納機関からの連絡にもとづき、取り消される場合は、この限りではありません。
- (2) 収納機関からの連絡により、一度受け付けた税金・各種料金の払込が、取消しとなる場合があります。取消し後の手続きについては、収納機関に直接お問い合わせください。

#### 7 【利用の停止】

当行または収納機関所定の回数を超えて、所定の項目の入力を誤った場合は、税金・各種料金の払込の利用が停止されることがあります。税金・各種料金の払込の利用を再開するには、必要に応じて当行または収納機関所定の手続を行ってください。

#### 8 【利用手数料】

- (1) 税金・各種料金の払込の利用にあたっては、当行所定の利用手数料を支払っていただくことがあります。
- (2) 利用手数料は、別段の定めのない限り、当該税金・各種料金の払込にかかる預金の引落としまたは当座貸越による引落としと同時に引き落とされます。

#### 9 【通知・照会の連絡先】

- (1) 当行は、この取引について、通知・照会・確認をすることがあります。その場合、払込資金等を引き落とした預金口座等について届出のあった住所・電話番号・電子メールアドレス等または税金・各種料金の払込の依頼にあたって自動入出金機に入力された電話番号等を連絡先とします。
- (2) 当行が前項に定める連絡先にあてて通知・照会・確認を発信、発送し、または送付書類を送付した場合には、当行の責に帰すべき事由により、これらが延着し、または到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなし、これによって生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。

#### 10 【災害等による免責】

次の各号により税金・各種料金の払込資金の入金不能、入金遅延等があっても、これによって生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。

- (1) 災害・事変・輸送途中の事故、裁判所等公的機関の措置等のやむ

をえない事由があったとき

- (2) 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき
- (3) 当行以外の金融機関または収納機関の責に帰すべき事由があったとき

#### 11 【規定の準用】

本規定に定めのない事項については、キャッシュカード（普通預金・貯蓄預金）規定、法人キャッシュカード（普通預金）規定、キャッシュカード（当座）規定、法人キャッシュカード（当座）規定およびカードローン規定等により取扱います。

#### 12 【この規定の変更等】

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

# 法人キャッシュカード(普通預金)規定

## 1【カードの利用】

(1) 普通預金について発行した法人キャッシュカード(以下「カード」といいます。)は当該普通預金口座について、次の場合に利用することができます。ただし、カードによっては利用できない場合があります。

① 当行および当行がオンライン自動入金機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等(以下「入金提携先」といいます。)の自動入金機(自動入出金機を含みます。以下「入金機」といいます。)を使用して普通預金(以下「預金」といいます。)に預入れる場合。

② 当行および当行がオンライン自動出金機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等(以下「入金提携先」といいます。)の自動出金機(自動入出金機を含みます。以下「出金機」といいます。)を使用して預金を払戻す場合。

③ 当行の自動振込機(振込を行うことができる自動入出金機を含みます。以下「振込機」といいます。)を使用して預金を振替により払戻し、その払戻金を振込資金として振込を依頼する場合。

④ その他当行が定めた取引を行う場合。

(2) カードは、当行および入金提携先・出金提携先所定の時間帯に限り利用することができます。

## 2【カードの所有権、譲渡、質入れ等の禁止】

(1) カードの所有権は、当行に帰属するものとし、本人にカードを貸与するものとします。

(2) カードを、他人に譲渡、質入れ、その他第三者の権利の設定をしてはならず、また、他人に貸与、占有または使用させることはできません。

## 3【入金機による預金の預入れ】

(1) 入金機を使用して預金に預入れる場合には、入金機の画面表示等の操作手順に従って、入金機にカードまたは通帳(または当行所定の出入表)を挿入し、現金を投入して操作してください。

(2) 入金機による預入れは、入金機の機種により当行(入金提携先の入金機使用の場合は、その入金提携先)が定めた種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの預入れは、当行(入金提携先の入金機使用の場合は、その入金提携先)が定めた枚数による金額の範囲内とします。

(3) 前記(1)のうちカードによる預入れ操作後に預入れ金額を表示したご利用明細が必要な場合は、あらかじめ当行に申し出てください。この場合、当行はご利用明細を保管するための専用通帳を発行しますので、ご利用明細を綴り込んで保管してください。

## 4【出金機による預金の払戻し】

(1) 出金機を使用して預金を払戻す場合には、出金機の画面表示等の操作手順に従って、出金機にカードと通帳あるいはカードのみを挿入し、届出の暗証と金額を正確に入力してください。この場合、払戻請求書および通帳の提出を不要とします。

(2) 出金機による払戻しは、出金機の機種により当行(出金提携先の出金機使用の場合は、その出金提携先)が定めた金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当行(出金提携先の出金機使用の場合は、その出金提携先)が定めた金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは当行が定めた金額の範囲内(書面その他の当行所定の方法により申出を受け、当行が承認した場合は当該金額の範囲内で変更することができます。)とします(この1日あたりの払戻可能な金額にかかわらず、1日あたりの払戻可能な金額から、ジェイデビットカード取引規定にもとづいて払戻した金額を差し引いた金額を上限とします。)

(3) 出金機による払戻しをする場合に、払戻金額と後記7の出金手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。

## 5【振込機による振込】

(1) 振込機を使用して預金を振替により払戻し、その払戻金を振込資金として振込を依頼する場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証その他所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、払戻請求書および通帳の提出を不要とします。

(2) 振込機による振込は、振込機の機種により当行が定めた金額単位とし、1回あたりの振込は、当行が定めた金額の範囲内とします。なお、1日あたりの振込(「Pay-easy(ペイジー):税金・各種料金の払込サービスATM取引規定」による払込を含みます。)は当行が定めた金額の範囲内(書面その他の当行所定の方法により申出を受け、当行が承認した場合は当該金額の範囲内で変更することができます。)とします。

(3) 振込機を使用して振込を依頼する場合には、振込金額と後記7の出金手数料金額、および後記8の振込手数料金額との合計額が、預金を払戻すことのできる金額をこえるときは、その振込はできません。

## 6【入金手数料】

入金機を使用して預金に預入れる場合には、当行および入金提携先所定の入金機利用に関する手数料(以下「入金手数料」といいます。)、を、預金の預入れ時に払戻請求書および通帳の提出なしで当該預金口座から自動的に引落します。なお、入金提携先の入金手数料は、当行から入金提携先に支払います。

## 7【出金手数料】

出金機または振込機を使用して預金を払戻す場合には、当行および出金提携先所定の出金機・振込機利用に関する手数料(以下「出金手数料」といいます。))を預金の払戻し時に払戻請求書および通帳の提出なしに当該預金口座から自動的に引落します。なお、出金提携先の出金手数料は、当行から出金提携先に支払います。

## 8【振込手数料】

振込機を使用して振込を依頼する場合には当行所定の振込手数料を、振込資金の払戻し時に払戻請求書および通帳の提出なしで当該預金口座から自動的に引落します。

## 9【複数のカードを発行する場合】

(1) 当行が認めた場合には、同一の預金口座について複数のカードの発行を依頼することができます。その場合には、届出の代表者は使用者の者の氏名および暗証を当店に届出てください。この場合、当行は複数のカードを発行します。

(2) 複数のカードを発行する場合のそれぞれのカードの利用についても、この規定を適用します。

## 10【カードによる預入れ・払戻し・振込金額等の通帳記入】

カードにより預入れた金額、払戻した金額(振込資金として払戻した金額を含みます。以下同じ)、入金手数料金額、出金手数料金額および振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当行の入金機、出金機、振込機および通帳記帳機で使用されたときまたは当行国内本支店の窓口へ提出されたときに行います。また、窓口でカードにより取扱った場合の通帳記入についても同様とします。

## 11【カードの喪失、届出事項の変更等】

(1) カードを失ったとき、カードが偽造、変造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じたときまたは他人に使用されたことを認知したときは、直ちに本人から書面によって当店に届出てください。この届出を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(2) 前記(1)の届出の前に、カード喪失等の通知があった場合にも、

前記(1)と同様とします。なお、この場合にもすみやかに本人から当行所定の書面によって当店に届出てください。

- (3) 名称、複数のカードを発行した場合の使用者、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当行所定の書面によって当店に届出てください。この場合、カードもあわせて提出してください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (4) カードを失った場合のカードの再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、当行は相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (5) カードを再発行する場合には、本人は当行所定の再発行手数料を支払うものとします。

## 12 【暗証照合等】

- (1) カードは他人に使用されないよう保管してください。また、暗証は同一番号、連続番号など他人に知られやすい番号を避けるとともに、定期的に変更して、他人に知られないようにしてください。
- (2) 当行がカードの電磁的記録によって、出金機または振込機の操作の際に使用されたカードを当行が交付したものととして処理し、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認して預金を払戻したうへは、カードまたは暗証につき偽造、変造、盗難、紛失その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行、入金提携先および出金提携先は責任を負いません。ただし、この払戻しが偽造カードまたは変造カードによるものであり、カードおよび暗証の管理について預金者の責に帰すべき事由がなかったことを当行が確認できた場合の当行の責任については、この限りではありません。
- (3) 当行国内本支店の窓口においてカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に記入または端末に入力された暗証と届出の暗証との一致を確認し、取扱いました場合にも、前記(2)と同様とします。

## 13 【入金機・出金機・振込機故障時等の取扱い】

- (1) 停電、故障等により入金機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当行国内本支店の窓口でカードにより預金を預入れることができます。
- (2) 停電、故障等により出金機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当行が出金機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当行国内本支店の窓口でカードにより預金を払戻すことができます。なお、出金機提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- (3) 前記(2)による払戻しをする場合には、当行所定の払戻請求書に氏名、金額および届出の暗証を記入のうえ、カードとともに提出してください。なお、通帳を持参しているときは通帳もあわせて提出してください。
- (4) 停電、故障等により振込機による取扱いができないときは、前記(2)、(3)によるほか、窓口営業時間内に限り、当行国内本支店の窓口で振込依頼書を提出することにより振込を依頼することができます。

## 14 【入金機・出金機・振込機の誤入力等】

入金機・出金機・振込機の使用に際し、金額、口座番号等の誤入力またはこれらの機器の誤操作等により発生した損害については、当行、入金提携先および出金提携先は責任を負いません。

## 15 【解約、カードの利用停止等】

- (1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当店に返却してください。また、普通預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不適当と認めた場合には、カードの利用をおこたわりすることがあります。

この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを当店に返却してください。

- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合当行からの請求がありしだい直ちにカードを当店に返却してください。ただし、③の場合は、当行の窓口において当行所定の本人確認資料等の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
  - ① 前記2(2)に違反したとき
  - ② 普通預金規定により、預金口座の預金取引が停止されたとき
  - ③ 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当行が別途表示する一定の期間が経過した場合
  - ④ カードが偽造、変造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合

## 15の2 【カード利用有効期限等】

- (1) 当行は、カードの有効期限を定めることができるものとします。カードの有効期限までに前記15に定める預金口座の解約およびカードの利用停止等がない場合には、有効期限を更新した新たなカードを発行します。この場合、当行所定のカード発行手数料を支払うものとします。
- (2) カード発行手数料は払戻請求書および通帳の提出なしに、カードの発行された当該預金口座から自動的に引落とし、支払われたカード発行手数料が理由の如何を問わず返還しません。カード発行手数料の引落としができないときは、カードの利用をおこたわりすることがあります。この場合、当行の請求があり次第直ちにカードを当店に返却してください。
- (3) カードの有効期限およびカード発行手数料を定め、またこれを変更する場合には後記18に定める方法により行います。

## 16 【カード利用の制限】

カードと通帳による取引方法を選択している場合は、カードでの預金の払戻しおよび振込には、必ず、カードと通帳をご使用ください。カードのみによる払戻し、および振込には応じられません。

## 17 【規定の適用】

この規定に定めのない事項については、普通預金規定および振込規定その他カード利用にかかる当行の定める取引の規定により取扱います。

## 18 【この規定の変更等】

- (1) この規定の各条項および前記15(3)③にもとづく期間その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

# キャッシュカード(当座)規定

## 1 【カードの利用】

- (1) 当座勘定について発行したキャッシュカード（以下「カード」といいます。）は当該当座勘定について、次の場合に利用することができます。ただし、カードによっては利用できない場合があります。

① 当行の自動入金機（自動入金金機を含みます。以下「入金機」といいます。）を使用して当座勘定に預入れる場合（当座借越金を返済する場合を含みます。以下同じ。）。

② 当行および当行がオンライン自動入金金機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「入金提携先」といいます。）の自動入金機（自動入金金機を含みます。以下「入金機」といいます。）を使用して当座勘定から払戻す場合（当座借越金を借り入れる場合を含みます。以下同じ。）。

③ 当行および入金提携先のうち当行がオンライン自動入金金機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等（以下「カード振込提携先」といいます。）の自動振込機（振込を行うことができる自動入金金機を含みます。以下「振込機」といいます。）を使用して当座勘定から振替により払戻し、その払戻金を振込資金として振込を依頼する場合。

④ その他当行が定めた取引を行う場合。

- (2) カードは、当行および入金提携先・カード振込提携先所定の時間帯に限り、利用することができます。

## 2 【カードの所有権、譲渡、買入れ等の禁止】

- (1) カードの所有権は、当行に帰属するものとし、本人にカードを貸与するものとします。

- (2) カードを、他人に譲渡、買入れ、その他第三者の権利の設定をしてはならず、また、他人に貸与、占有または使用させることはできません。

## 3 【入金機による預金の預入れ】

- (1) 入金機を使用して当座勘定に預入れる場合には、入金機の画面表示等の操作手順に従って、入金機にカードまたは入金帳を挿入し、現金を投入して操作してください。

- (2) 入金機による預入れは、入金機の機種により当行が定めた種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの預入れは、当行が定めた枚数による金額の範囲内とします。

- (3) 前記(1)のうちカードによる預入れ操作後に預入れ金額を表示したご利用明細が必要な場合は、あらかじめ当行に申し出てください。この場合、当行はご利用明細を保管するための専用通帳を発行しますので、ご利用明細を綴り込んで保管してください。

## 4 【入金機による預金の払戻し】

- (1) 入金機を使用して預金を払戻す場合には、入金機の画面表示等の操作手順に従って、入金機にカードを挿入し、届出の暗証と金額を正確に入力してください。この場合、当座勘定規定（または当座勘定約定書）にかかわらず当座小切手の振出しを不要とします。

- (2) 入金機による払戻しは、入金機の機種により当行（入金提携先の入金機使用の場合は、その入金提携先）が定めた金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当行（入金提携先の入金機使用の場合は、その入金提携先）が定めた金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは当行が定めた金額の範囲内（書面その他の当行所定の方法により申出を受け、当行が承認した場合は当該金額の範囲内で変更することができます。）とします。

- (3) 入金機による払戻しをする場合には、払戻金額と後記6の outgoing 手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額（当座借越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、その払戻しはできません。

- (4) 同一日に出金機による当座勘定からの払戻し、および振込機による振込と数通の小切手、手形等の支払をする場合に、その合計額が払戻すことのできる金額（当座借越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。この場合、当行がこれらの手続きを完了するまで出金機による当座勘定からの払戻しおよび振込機による振込はできません。

## 5 【振込機による振込】

- (1) 振込機を使用して当座勘定から振替により払戻し、その払戻金を振込資金として振込を依頼する場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における当座勘定からの払戻しについては、当座勘定規定（または当座勘定約定書）にかかわらず当座小切手の振出しを不要とします。

- (2) 振込機による振込は、振込機の機種により当行（カード振込提携先の振込機使用の場合は、そのカード振込提携先）が定めた金額単位とし、1回あたりの振込は、当行（カード振込提携先の振込機使用の場合は、そのカード振込提携先）が定めた金額の範囲内とします。なお、1日あたりの振込（「Pay-easy（ペイジー）：税金・各種料金の払込サービスATM取引規定」による払込を含みます。）は当行が定めた金額の範囲内（書面その他の当行所定の方法により申出を受け、当行が承認した場合は当該金額の範囲内で変更することができます。）とします。

- (3) 振込機による振込を依頼する場合には、振込金額と後記6の outgoing 手数料金額、および後記7の振込手数料金額との合計額が、当座勘定から払戻すことのできる金額（当座借越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、その振込はできません。

## 6 【出金手数料】

出金機または振込機を使用して当座勘定から払戻しをする場合には、当行および入金提携先所定の入金機・振込機使用に関する手数料（以下「出金手数料」といいます。）を、当座勘定からの払戻し時に当座勘定規定（または当座勘定約定書）にかかわらず当座小切手の振出しなしで当該当座勘定から自動的に引落します。なお、出金提携先の outgoing 手数料は、当行から入金提携先に支払います。

## 7 【振込手数料】

振込機を使用して振込を依頼する場合には、当行およびカード振込提携先所定の振込手数料を、振込資金の払戻し時に当座勘定規定（または当座勘定約定書）にかかわらず当座小切手の振出しなしで当該当座勘定から自動的に引落します。なお、カード振込提携先の振込手数料は、当行からカード振込提携先に支払います。

## 8 【代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込】

- (1) 当行が認めた場合には、代理人による当座勘定への預入れ・当座勘定からの払戻しおよび振込の依頼をすることができます。その場合には、本人から代理人の氏名および暗証を当店に届出てください。この場合、当行は代理人のカードを発行します。

- (2) 代理人のカードの利用についても、この規定を適用します。

## 9 【カードによる払戻し・振込金額等の通知】

カードにより払戻した金額（振込資金として払戻した金額を含みます。以下同じ）、 outgoing 手数料金額および振込手数料金額は、ご利用明細に記入します。また、窓口でカードにより取扱った場合についても同様とします。

## 10 【カードの喪失、届出事項の変更等】

- (1) カードを失ったとき、カードが偽造、変造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じたときまたは他人に使用されたことを認知したときは、直ちに本人から書面によって当店に届出てください。この届出を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止措置を講じます。この届出の前に生じた損害について

は、後記11の2、11の3および11の4に定める場合を除き、当行は責任を負いません。

(2) 前記(1)の届出の前に、カード喪失等の通知があった場合にも、前記(1)と同様とします。なお、この場合にもすみやかに本人から書面によって当店に届けてください。

(3) 氏名、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から書面によって当店に届けてください。この場合、カードもあわせて提出してください。この届出の前に生じた損害については、後記11の2、11の3および11の4に定める場合を除き、当行は責任を負いません。

(4) カードを失った場合のカードの再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、当行は相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

(5) カードを再発行する場合には、本人は当行所定の再発行手数料を支払うものとします。

#### 11【暗証照合等】

(1) カードは他人に使用されないよう保管してください。また、暗証は生年月日、同一番号、連続番号など他人に知られやすい番号を避けるとともに、定期的に変更して、他人に知られないようにしてください。

(2) 当行がカードの電磁的記録によって、出金機または振込機の操作の際に使用されたカードを当行が交付したものととして処理し、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認して預金を払戻しの取扱いをしたうは、カードまたは暗証につき事故があっても、そのために生じた損害については、当行、出金提携先およびカード振込提携先は責任を負いません。ただし、この払戻しが偽造カードまたは変造カードによるものである場合、および盗難カードによるものである場合の当行の責任については、後記11の2、11の3および11の4によります。

(3) 当行国内本支店の窓口においてカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に記入または端末に入力された暗証と届出の暗証との一致を確認し、取扱いしたうは、カードまたは暗証につき偽造、変造、盗難、紛失その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。ただし、この払戻しが偽造カードまたは変造カードによるものであり、カードおよび暗証の管理について預金者の責に帰すべき事由がなかったことを当行が確認できた場合の当行の責任についてはこの限りではありません。

#### 11の2【偽造カード等による払戻し等】

偽造カードまたは変造カードによる出金機または振込機を使用した払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、本人は、当行所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

#### 11の3【盗難カードによる払戻し等】

(1) カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた出金機または振込機による払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は後記(2)に定める補てん対象額の請求を申し出ることができます。

① カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること

② 当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること

③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

(2) 前記(1)の申出がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による

場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた当該払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下、この規定において「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

(3) 前記(1)、(2)は、前記(1)にかかる当行への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を不正使用され生じた出金機または振込機による払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 前記(2)にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。

① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

A 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合

B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合

C 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合

② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

#### 11の4【預金契約にもとづき行う借入れの場合の準用】

(1) 前記11の2および11の3は、本人が、当行との間において締結した預金契約にもとづき行う、出金機または振込機による金銭の借入れに適用します。この場合、前記11の3(2)の適用においては、前記11の3(1)各号に該当することを条件として、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた当該借入れ（手数料や利息を含みます。）について、当行はその支払いを請求しないものとします。ただし、当該借入れが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行が支払いを求めることができず金額は、当該借入れに係る額の4分の3に相当する金額とします。

(2) 前記11の3(3)の場合、または前記11の3(4)各号のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、前記(1)の規定は適用しないものとします。

(3) 前記11の2、11の3および11の4は当行と当座勘定契約を締結する個人で、名義の如何にかかわらず個人の預金と認められるものに対してのみ適用されます。

#### 12【入金機・出金機・振込機故障時等の取扱い】

(1) 停電、故障等により入金機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当行国内本支店の窓口でカードにより当座勘定に預入することができます。

(2) 停電、故障等により出金機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当行が出金機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当行国内本支店の窓口でカードにより当座勘定から払戻すことができます。なお、出金機提携先の窓口では、この取扱いはありません。

(3) 前記(2)による払戻しをする場合には、当行所定の払戻請求書に氏名、金額および届出の暗証を記入のうえ、カードとともに提出

してください。この場合、当座勘定規定（または当座勘定約定書）にかかわらず小切手の振出を不要とします。

- (4) 停電、故障等により振込機による取扱いができないときは、前記(2)、(3)によるほか、窓口営業時間内に限り、当行国内本支店の窓口で振込依頼書を提出することにより振込を依頼することができます。なお、カード振込提携先の窓口では、この取扱いはありません。

#### 13 【入金機・出金機・振込機の誤入力等】

入金機・出金機・振込機の使用に際し、金額、口座番号等の誤入力またはこれらの機器の誤操作等により発生した損害については、当行、出金提携先およびカード振込提携先は責任を負いません。

#### 14 【解約、カードの利用停止等】

- (1) 当座勘定取引を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当店に返却してください。また、当座勘定規定（または当座勘定約定書）により、当座勘定が解約された場合にも同様に返却してください。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不適当と認めた場合には、カードの利用をおとわりますことがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを当店に返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを当店に返却してください。

①前記2(2)に違反した場合

②カードが偽造、変造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあるとき当行が判断した場合

#### 14の2 【カード利用有効期限等】

- (1) 当行は、カードの有効期限を定めることができるものとします。カードの有効期限までに前記14に定める預金口座の解約およびカードの利用停止等がない場合には、有効期限を更新した新たなカードを発行します。この場合、当行所定のカード発行手数料を支払うものとします。
- (2) カード発行手数料は当座勘定規定（または当座勘定約定書）にかかわらず、当座小切手の振出しなしに、カードの発行された当該当座勘定から自動的に引落し、支払われたカード発行手数料は理由の如何を問わず返還しません。カード発行手数料の引落しができないときは、カードの利用をおとわりますことがあります。この場合、当行の請求があり次第直ちにカードを当店に返却してください。
- (3) カードの有効期限およびカード発行手数料を定め、またこれを変更する場合には後記16に定める方法により行います。

#### 15 【規定の適用】

この規定に定めのない事項については、当座勘定規定、当座勘定約定書、当座勘定借越約定書、当座勘定貸越約定書、振込規定その他カード利用にかかる当行の定める取引の規定により取扱います。なお、カード振込提携先の振込機を使用した場合には当行の振込規定にかえて、カード振込提携先の定めにより取扱います。

#### 16 【この規定の変更等】

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

## 法人キャッシュカード(当座)規定

### 1 【カードの利用】

- (1) 当座勘定について発行したキャッシュカード（以下「カード」といいます。）は当該当座勘定について、次の場合に利用することができます。ただし、カードによっては利用できない場合があります。

①当行の自動入金機（自動入金金機を含みます。以下「入金機」といいます。）を使用して当座勘定に預入れる場合（当座借越金を返済する場合を含みます。以下同じ。）。

②当行および当行がオンライン自動入金金機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「出金提携先」といいます。）の自動出金機（自動出金金機を含みます。以下「出金機」といいます。）を使用して当座勘定から払戻す場合（当座借越金を借り入れる場合を含みます。以下同じ。）。

③当行および出金提携先のうち当行がオンライン自動出金機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等（以下「カード振込提携先」といいます。）の自動振込機（振込を行うことができる自動入金出金機を含みます。以下「振込機」といいます。）を使用して当座勘定から振替により払戻し、その払戻金を振込資金として振込を依頼する場合。

④その他当行が定めた取引を行う場合。

- (2) カードは、当行および出金提携先・カード振込提携先所定の時間帯に限り、利用することができます。

### 2 【カードの所有権、譲渡、買入れ等の禁止】

- (1) カードの所有権は、当行に帰属するものとし、本人にカードを貸与するものとします。
- (2) カードを、他人に譲渡、買入れ、その他第三者の権利の設定をしてはならず、また、他人に貸与、占有または使用させることはできません。

### 3 【入金機による預金の預入れ】

- (1) 入金機を使用して当座勘定に預入れる場合には、入金機の画面表示等の操作手順に従って、入金機にカードまたは入金帳を挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 入金機による預入れは、入金機の機種により当行が定めた種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの預入れは、当行が定めた枚数による金額の範囲内とします。
- (3) 前記(1)のうちカードによる預入れ操作後に預入れ金額を表示したご利用明細が必要な場合は、あらかじめ当行に申し出てください。この場合、当行はご利用明細を保管するための専用通帳を発行しますので、ご利用明細を綴り込んで保管してください。

### 4 【出金機による預金の払戻し】

- (1) を使用して預金を払戻す場合には、出金機の画面表示等の操作手順に従って、出金機にカードを挿入し、届出の暗証と金額を正確に入力してください。この場合、当座勘定規定（または当座勘定約定書）にかかわらず当座小切手の振出しを不要とします。
- (2) 出金機による払戻しは、出金機の機種により当行（出金提携先の出金機使用の場合は、その出金提携先）が定めた金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当行（出金提携先の出金機使用の場合は、その出金提携先）が定めた金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは当行が定めた金額の範囲内（書面その他の当行所定の方法により申出を受け、当行が承認した場合は当該金額の範囲内で変更することができます。）とします。
- (3) 出金機による払戻しをする場合に、払戻金額と後記6の出金手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額（当座借越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、その払戻しはできません。

- (4) 同一日に出金機による当座勘定からの払戻し、および振込機による振込と数通の小切手、手形等の支払をする場合に、その合計額が払戻すことのできる金額（当座借越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。この場合、当行がこれらの手続きを完了するまで出金機による当座勘定からの払戻しおよび振込機による振込はできません。

#### 5【振込機による振込】

- (1) 振込機を使用して当座勘定から振替により払戻し、その払戻金を振込資金として振込を依頼する場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における当座勘定からの払戻しについては、当座勘定規定（または当座勘定約定書）にかかわらず当座小切手の振出しを不要とします。
- (2) 振込機による振込は、振込機の機種により当行（カード振込提携先の振込機使用の場合は、そのカード振込提携先）が定めた金額単位とし、1回あたりの振込は、当行（カード振込提携先の振込機使用の場合は、そのカード振込提携先）が定めた金額の範囲内とします。なお、1日あたりの振込（「Pay-easy（ペイジー）：税金・各種料金の払込サービスATM取引規定」による払込を含みます。）は当行が定めた金額の範囲内（書面その他の当行所定の方法により申出を受け、当行が承認した場合は当該金額の範囲内で変更することができず。）とします。
- (3) 振込機による振込を依頼する場合には、振込金額と後記6の outgoing 手数料金額、および後記7の振込手数料金額との合計額が、当座勘定から払戻すことのできる金額（当座借越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、その振込はできません。

#### 6【出金手数料】

出金機または振込機を使用して当座勘定から払戻しをする場合には、当行および出金提携先所定の出金機・振込機使用に関する手数料（以下「出金手数料」といいます。）を、当座勘定からの払戻し時に当座勘定規定（または当座勘定約定書）にかかわらず当座小切手の振出しなしで当該当座勘定から自動的に引落します。なお、出金提携先の出金手数料は、当行から出金提携先に支払います。

#### 7【振込手数料】

振込機を使用して振込を依頼する場合には、当行およびカード振込提携先所定の振込手数料を、振込資金の払戻し時に当座勘定規定（または当座勘定約定書）にかかわらず当座小切手の振出しなしで当該当座勘定から自動的に引落します。なお、カード振込提携先の振込手数料は、当行からカード振込提携先に支払います。

#### 8【複数のカードを発行する場合】

- (1) 当行が認めた場合には、同一の預金口座について複数のカードを発行することができます。その場合には、届出の代表者は使用する者の氏名および暗証を当店に届出てください。この場合、当行は複数のカードを発行します。
- (2) 複数のカードを発行する場合のそれぞれのカードの利用についても、この規定を適用します。

#### 9【カードによる払戻し・振込金額等の通知】

カードにより払戻した金額（振込資金として払戻した金額を含みます。以下同じ）、出金手数料金額および振込手数料金額は、ご利用明細に記入します。また、窓口でカードにより取扱った場合についても同様とします。

#### 10【カードの喪失、届出事項の変更等】

- (1) カードを失ったとき、カードが偽造、変造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じたときまたは他人に使用されたことを認知したときは、直ちに本人から書面により当店に届出てください。この届出を受けたときは、直ちにカードによる預金の

払戻し停止措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

- (2) 前記(1)の届出の前に、カード喪失等の通知があった場合にも、前記(1)と同様とします。なお、この場合にもすみやかに本人から書面によって当店に届出てください。
- (3) 法人名、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から書面により当店に届出てください。この場合、カードもあわせて提出してください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (4) カードを失った場合のカードの再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、当行は相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (5) カードを再発行する場合には、本人は当行所定の再発行手数料を支払うものとします。

#### 11【暗証照会等】

- (1) カードは他人に使用されないよう保管してください。また、暗証は電話番号、同一番号、連続番号など他人に知られやすい番号を避けるとともに、定期的に変更して、他人に知られないようにしてください。
- (2) 当行がカードの電磁的記録によって、出金機または振込機の操作の際に使用されたカードが当行が交付したのとして処理し、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認して預金を払戻しの取扱いをしたうえは、カードまたは暗証につき偽造、変造、盗難、紛失その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行、出金提携先およびカード振込提携先は責任を負いません。ただし、この払戻しが偽造カードまたは変造カードによるものであり、カードおよび暗証の管理について預金者の責任に帰すべき事由がなかったことを当行が確認できた場合の当行の責任については、この限りではありません。
- (3) 当行国内本支店の窓口においてカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に記入または端末に入力された暗証と届出の暗証との一致を確認し、取扱いました場合には、前記(2)と同様とします。

#### 12【入金機・出金機・振込機故障時等の取扱い】

- (1) 停電、故障等により入金機による取扱いができないうときは、窓口営業時間内に限り、当行国内本支店の窓口でカードにより当座勘定に預入することができます。
- (2) 停電、故障等により出金機による取扱いができないうときは、窓口営業時間内に限り、当行が出金機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当行国内本支店の窓口でカードにより当座勘定から払戻すことができます。なお、出金提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- (3) 前記(2)による払戻しをする場合には、当行所定の払戻請求書に法人名、金額および届出の暗証を記入のうえ、カードとも提出してください。この場合、当座勘定規定（または当座勘定約定書）にかかわらず小切手の振出しを不要とします。
- (4) 停電、故障等により振込機による取扱いができないうときは、前記(2)、(3)によるほか、窓口営業時間内に限り、当行国内本支店の窓口で振込依頼書を提出することにより振込を依頼することができます。なお、カード振込提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- (5) 入金機・出金機・振込機の使用に際し、金額、口座番号等の誤入力またはこれらの機器の誤操作等により発生した損害については、当行、出金提携先およびカード振込提携先は責任を負いません。

#### 14【解約、カードの利用停止等】

- (1) 当座勘定取引を解約する場合またはカードの利用を取りやめる

場合には、そのカードを当店に返却してください。また、当座勘定規定（または当座勘定約定書）により、当座勘定が解約された場合にも同様に返却してください。

(2) カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不適当と認めた場合には、カードの利用をおことわりすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを当店に返却してください。

(3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを当店に返却してください。

①前記2(2)に違反した場合

②カードが偽造、変造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合

#### 14の2【カード利用有効期限等】

(1) 当行は、カードの有効期限を定めることができますものとします。カードの有効期限までに前記14に定める預金口座の解約およびカードの利用停止等がない場合には、有効期限を更新した新たなカードを発行します。この場合、当行所定のカード発行手数料を支払うものとします。

(2) カード発行手数料は当座勘定規定（または当座勘定約定書）にかかわらず、当座小切手の振出しなしに、カードの発行された当該当座勘定から自動的に引落とし、支払われたカード発行手数料は理由の如何を問わず返還しません。カード発行手数料の引落としができないときは、カードの利用をおことわりすることがあります。この場合、当行の請求があり次第直ちにカードを当店に返却してください。

(3) カードの有効期限およびカード発行手数料を定め、またこれを変更する場合には後記16に定める方法により行います。

#### 15【規定の適用】

この規定に定めのない事項については、当座勘定規定、当座勘定約定書、当座勘定借越約定書、当座勘定貸越約定書、振込規定その他カード利用にかかる当行の定める取引の規定により取扱います。なお、カード振込提携先の振込機を使用した場合には当行の振込規定にかえて、カード振込提携先の定めにより取扱います。

#### 16【この規定の変更等】

(1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前記(2)の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上